

第29回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年11月10日(木)

午前8時54分～午前10時50分

2. 場 所 遠賀町役場 庁舎2階 大会議室

第29回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和4年11月10日(木) 午前8時54分～午前10時50分

2. 場所 遠賀町役場 庁舎2階 大会議室

3. 出席委員(14名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	高崎	洋介
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	松井	悟
委員	5番	池田	光一
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	白石	元弘
委員	1番	秦	公美(欠席)
委員	2番	瓜生	稔
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	山中	英二
委員	7番	安藤	敏生

4. 11月の農業相談委員

2番 高崎 洋介 委員
3番 石井 佐千生 委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●)

② 農地法第5条の規定による許可申請について

(●●●● 外1名)

- ③ 農地法第5条の規定による許可申請について
(株式会社●●●●●●●● 代表取締役 ●●●●)
- ④ 農地法第5条の規定による許可申請について
(●●●●)
- ⑤ 農地法第5条の規定による許可申請について
(●●●●)
- ⑥ 農地法第5条の規定による許可申請について
(株式会社●●●●●●● 代表取締役 ●●●●)
- ⑦ 空家に付随する農地について
(●●●●)

(2) 報告案件

- ① 公共事業に関する農地の一時利用届について
(●●●●●●●株式会社 北九州支社長 ●●●●)
- ② 公共事業に関する農地の一時利用届について
(●●●●●●●株式会社 北九州支社長 ●●●●)

(3) その他の案件

- ① 農地パトロール（利用状況調査）について
- ② 視察研修について
- ③ 忘年会について
- ④ 農業祭について
- ⑤ 農業委員改選について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大場	繁雄
事務局職員	濱田	美孝
事務局職員	福島	智靖
事務局職員	大村	亮介

開 会 8 時 5 4 分

議長 皆さんおはようございます。

本日の出席委員は、農業委員 8 名中 8 名、推進委員 7 名中 6 名の出席です。

秦 公美委員より欠席の届が出ています。

農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。

よって、ただいまより第 29 回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の 2、本日の農業相談員は 2 番高崎洋介委員、3 番石井佐千生委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第 3 条申請関係 1 件、農地法第 5 条申請関係 5 件、空家に付随する農地関係について 1 件となっています。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 なお、本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指名します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の 1 ページをお開きください。付議案件①農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が木守にお住まいの●●●●氏、譲渡人が木守にお住まいの●●●●氏、●●●●氏、静岡県御殿場市にお住まいの●●●●氏の 3 名です。

申請地は 3 ページの字図にありますように、大字木守字土手ノ内 1071 番、1072 番の 2 筆、地目は田、面積が 382 m²と 112 m²の合計 494 m²です。

農地区域が農業振興地域外で、規模拡大のため農地を取得するもので、耕作面積や従事する環境に特段問題はないものと思われま

す。続きまして議案書の 4 ページをお開きください。

付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が別府にお住まいの●●●●氏、●●●●氏の2名、譲渡人が今古賀にお住まいの●●●●氏、●●●●氏の2名です。

申請地が6ページの字図にありますように、大字今古賀字貴舟412番3、地目は田、面積が363㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第二種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

申請理由は自己住宅の建築です。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの条件付承諾となっております。7・8ページの水利関係承諾書にありますように、転用用地内の農業用水のバルブの切断、撤去後のバルブの処分、工事時期が稲作時期と重なった場合には生産組合長と協議することという条件が付されております。

9ページが被害防除計画書で、排水は雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。

用地造成に伴う被害防除としてはコンクリートブロックによる土留め工事を行います。また、日照等に関する被害防除としては建物の高さを加減することとしています。

10ページが現況図です。今回転用のために農地を2筆に分筆したのですが、この図面は2筆分が記載されたものとなっております。K11とK12と書いてある点を通る中央の線から左半分が今回の申請地となります。

図の中央付近にあるのが農業用水のバルブで、こちらは撤去する予定となっております。

ちなみに分筆した右半分についても転用の相談があっており、今後転用申請が上がってくる見込みです。

11ページが土地利用計画図です。敷地の周囲はコンクリートブロックにより土留め工事を行います。敷地については40～45cm程度盛土する予定となっております。

12ページは給排水計画図となります。雨水は側溝へ放流となります。

13ページが立面図です。14ページ、15ページが関係者説明に関する調査票となっており、関係者の了承は得られて

います。

続きまして、議案書の16ページをお開きください。
付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が遠賀川に事業所を置く株式会社●●●●●●●●●●
代表取締役 ●●●●氏、譲渡人が北九州市八幡西区にお住
まいの●●●●氏、北九州市小倉南区にお住まいの●●●●
氏の2名です。

申請地が18ページの字図にありますように、大字鬼津字杉
ノ木2883番2、地目は畑、面積が175㎡です。

農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分は無指
定の第2種農地となっております。

申請理由は資材置場です。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。
営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾とな
っております。

19ページが事業計画書で、施工計画は許可後から着工し、
来年4月に供用開始となる見込みです。

申請者は隣地の2883番1および2884番2を既存の資
材置場として既に使用しており、事業拡張のために申請する
ものです。

20ページが被害防除計画書で、排水は雨水は水路放流およ
び自然流下、汚水・生活雑排水は発生無しとなっております。

21ページが現況図です。今回転用申請があっているのは中
央から左側の三角地である2883番2の部分です。砕石敷
き均しと書かれている2883番1の部分と右下の2884
番2の小さい三角形の部分は既に資材置場として使用されて
おり、今回申請した農地はこちらと一体的に利用すること
になります。今回の申請地は窪地になっており、盛土をして平
坦にする予定です。22ページが土地利用計画図で、23ペ
ージが関係者説明に関する調査票となっております、関係者の了
承は得られています。

続きまして、議案書の24ページをお開きください。

付議案件④農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が北九州市八幡西区にお住まいの●●●●氏、譲渡人が若松にお住まいの●●●●氏です。

申請地が26ページの字図にありますように、大字鬼津字大城道2671番、地目が畑、面積が671㎡、農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分は無指定の第2種農地となっております。

申請の目的は自己住宅建築です。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

27ページが被害防除計画書で、排水は溜桝による側溝への放流及び自然流下となります。汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。

28ページが現況図で、敷地の北側及び西側の土地が農地となっております。

29ページが土地利用計画図となり、敷地の周囲はコンクリートブロックで囲み、フェンスを設けます。

30ページが立面図です。31ページが関係者説明に関する調査票となっております、関係者の了承は得られています。

続きまして、議案書の32ページをお開きください。

付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が北九州市若松区にお住まいの●●●●氏、譲渡人が芦屋町にお住まいの●●●●氏です。

申請地が34ページの字図にありますように、大字広渡字六十歩1974番1、地目が田、面積が659㎡、農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

申請理由は店舗兼自己住宅の建築です。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

35ページが事業計画書で、店舗部分ではまつ毛エクステ・

ネイルサロンを行う予定となっております。施工計画は令和5年1月着工、6月営業開始を予定しています。

36ページが被害防除計画書で、排水は溜桝による水路放流となります。汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。

37ページが現況図です。今回転用のために農地を2筆に分筆しているのですが、この図面は2筆分が記載されたものとなっております。今回の申請地は東側半分の1974番1の部分になります。なお、西側半分の1974番4の農地につきましては次の付議案件⑥において、申請者が経営している会社名義での転用申請が出ています。

38ページ土地利用計画図です。敷地の北側が自己用及び店舗用の駐車場となります。図にありますように建物の北側に店舗を置き、そこでネイルサロンを営業する計画となっております。敷地の南側は現況法面になっており一段下がっているのですが、境界部分まで盛土して、現在の地面高と平坦にする予定です。

39ページ・40ページが立面図となっております。

41ページが関係者説明に関する調査票となっております、関係者の了承は得られています。

続きまして、議案書の42ページをお開きください。

付議案件⑥農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が芦屋町に事業所を置きます株式会社●●●●●●●●

代表取締役 ●●●●氏、譲渡人が芦屋町にお住まいの●●●●氏です。

申請地は44ページの字図にありますように、大字広渡字六十歩1974番4、地目が田、面積が449㎡、農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

申請理由は資材置場です。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

45ページが事業計画書で、申請者は配管業を営んでおりま

す。施工計画は許可後に着工し。令和5年4月に供用開始となります。

46ページが被害防除計画書で、排水は溜桝による水路放流及び自然流下、汚水・生活雑排水の発生は無しとなっております。

47ページが現況図です。申請地は付議案件⑤の西側の土地になります。

48ページが土地利用計画図です。付議案件⑤の申請地と同様に南側に盛土をして既存の土地高とフラットにし、コンクリートブロック及びフェンスで土留めをします。

49ページが関係者説明に関する調査票となっております、関係者の了承は得られています。

続きまして、議案書の50ページをお開きください。

付議案件⑦空き家に付随する農地についてでございます。

空き家に付随する農地に関して、農地の取得要件の一つである下限面積を引き下げる決定をしておりましたが、町都市計画課に空き家バンクの利用申請があり、付随する農地がありましたので、今回下限面積引き下げの適用の可否を協議するものです。

届出者は埼玉県川越市にお住まいの●●●●氏、対象農地が52ページの字図にありますように、大字木守字東1141番3、地目が畑、面積が536㎡です。

農地区域は農業振興地域外となっております。

空き家の所在地は大字木守1116番地となっております、昭和元年築の築約100年の木造、2階建ての家屋で、令和4年より空き家となっております。

現地では優良農地でないことと常時耕作可能であることをご確認いただければと思います。

続きまして議案書の53ページをお開きください。

報告案件①公共事業に関する農地の一時利用届についてでございます。

届出人が●●●●●●●●株式会社 北九州支社長 ●●●●氏、届出の土地の所有者が別府にお住まいの●●●●氏です。届出地が55ページの字図にありますように、大字別府

字松ヶ崎 3 7 2 5 番 1 ・ 3 7 2 5 番 2 の 2 筆の一部、地目は田、面積が 2 筆の一時利用する箇所を合計して 1 7 0 m²です。

農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第 1 種住居地域の第 3 種農地となっております。

申請理由は隣地に建つ鉄塔の送電線張替工事に伴う架線工事用地です。

届出の用途に関する確実性については関係書類で確認しております。

一時利用期間は、令和 4 年 1 月 1 日より令和 5 年 4 月 3 0 日までとなっております。

続きまして議案書の 5 6 ページをお開きください。

報告案件②公共事業に関する農地の一時利用届についてでございます。

届出人が●●●●●●●●株式会社 北九州支社長 ●●●●●氏、届出の土地の所有者が今古賀にお住まいの●●●●●氏です。

届出地が 5 8 ページの字図にありますように、大字今古賀字塔ノ元 5 5 8 番 1 のい一部・5 5 8 番 2 の 2 筆、地目は田、面積が 2 筆の一時利用する箇所を合計して 3 1 7 m²です。

農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第 2 種低層住居専用地域の第 3 種農地となっております。

申請理由は隣地に建つ鉄塔の送電線張替工事に伴う架線工事用地です

届出の用途に関する確実性については関係書類で確認しております。

一時利用期間は、令和 4 年 1 月 1 日より令和 5 年 4 月 3 0 日までとなっております。

以上が現地調査を伴う案件についての説明です。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 1 6 分

－ 現地調査後 －

再 開 1 0 時 2 9 分

議長 それでは再開します。
まず付議案件①を議題に供します。
地区担当の石井佐千生委員からご報告をお願いします。

地元委員 現地を見ていただいた通り、特に問題は無いと思われま
(3番) すご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある
委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原
案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。

議長 続きまして、付議案件②を議題に供します。
地区担当の吉田茂三委員からご報告をお願いします。

地元委員 ここは今古賀の土地区画整理があったところで、問題は無
(6番) いと思われま。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある
委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件②は承認されました。

議長 続きまして、付議案件③を議題に供します。地区担当の私から報告します。

地元委員
(1番) 本件につきましては、現地を見ていただいた通り昔は耕作放棄地など色々あったところですが、売買されるということですので。物件的には問題は無いと思われまますので審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件③は承認されました。

議長 続きまして、付議案件④を議題に供します。同じく地区担当の私から報告をいたします。

地元委員
(1番) 現地を見ていただきました通り若干広い土地ですが、住宅とドッグランということですので問題は無いと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件④農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件④は承認されました。

議長 続きまして、付議案件⑤を議題に供します。地区担当の池田光一委員から報告をお願いします。

地元委員 (5番) 問題は無いと思われまますので審議のほどよろしく願いいたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑤は承認されました。

議長 続きまして、付議案件⑥を議題に供します。地区担当の池田光一委員から報告をお願いします。

地元委員 (5番) こちらも問題は無いと思われまますので審議のほどよろしく願いいたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑥農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑥は承認されました。

議長 続きまして、付議案件⑦を議題に供します。
空き家に付随する農地に関する案件ということですので事務局より報告願います。

事務局 本土地は優良農地でなく、常時耕作可能であると考えられるため、問題ないと思われまます。また、今回の案件は空き家バンクに登録するという審議になりますので、今後本空き家を購入したいという方が現れた場合は3条の申請が改めて出てくることとなります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑦空き家に付随する農地について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑦は承認されました。

議長 それでは報告案件①について、事務局より報告をお願いします。

事務局 はい、報告案件①公共事業に関する農地の一時利用届についてでございます。送電線張替工事のための一時利用であり、問題ないと考えます。

議長 ありがとうございます。
報告案件①について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、報告案件②について事務局より報告をお願いします。

事務局 はい、報告案件②公共事業に関する農地の一時利用届出書についてでございます。こちらも先程と同様、送電線張替工事のための一時利用であり、問題ないと考えます。

議長 ありがとうございます。
報告案件②について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、その他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の案件①農地パトロール(利用状況調査)について説明。

その他の案件②支部・地区会合同研修について説明。

その他の案件③忘年会について説明。

その他の案件④農業祭について説明。

その他の案件⑤農業委員・推進委員改選スケジュールについて説明。

議長 それではその他の案件について何かありませんか。

 【ありません。】の声

議長 農業祭の式典にはぜひ皆さん出席をお願いします。

議長 それでは皆さんの方から何かありませんか。

 【ありません。】の声

議長 ご意見等無いようでございますので、以上をもちまして第29回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 1 0 時 5 0 分